

平成二十七年三月甲府地区広域行政事務組合議会定例会議事日程

平成二十七年三月二十五日（水） 午後三時三十分

報
告

- 第一 議席の指定について
- 第二 会議録署名議員の指名について
- 第三 会期の決定について
- 第四 議案第 六号 平成二十六年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第一号）
- 第五 議案第 七号 甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 第六 議案第 八号 甲府地区広域行政事務組合教育長の給与等に関する条例を廃止する条例制定について
- 第七 議案第 九号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
- 第八 議案第 一号 平成二十七年甲府地区広域行政事務組合一般会計予算
- 第九 議案第 二号 平成二十七年甲府地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 第十 議案第 三号 平成二十七年甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算
- 第十一 議案第 四号 平成二十七年甲府地区広域行政事務組合視聴覚ライブラリー事業特別会計予算
- 第十二 議案第 五号 平成二十七年甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計予算

(出席議員)

桜井 正富君	野中 一二君	清水 保君	佐藤 茂樹君	廣瀬 集一君	兵道 顕司君
坂本 信康君	山田 弘之君	植田 年美君	石原 秀一君	清水 英知君	赤澤 厚君
小澤 重則君	斉藤 芳夫君	内藤 久歳君	藤原 正夫君	保坂 芳子君	金丸 俊明君
伊藤 公夫君	宮川 弘也君	萩原 馨君	石原 高明君		

(以上二十二名)

(欠席議員)

飯島 正樹君 齊藤 雅浩君

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局 長 亀田 光仁君 事務局次長 小田切彦次君

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管 理 者 樋口 雄一君	副 管 理 者 保坂 武君	副 管 理 者 田中 久雄君
副 管 理 者 角野 幹男君	副 管 理 者 山本 知孝君	事 務 局 長 亀田 光仁君
消 防 長 水野 栄君	会 計 管 理 者 相良 秀孝君	事 務 局 次 長 小田切彦次君
次 長 曾雌 芳典君	次 長 内藤 亨君	総 務 課 長 今井 洋君
代表監査委員 乙黒 環君	教 育 委 員 長 平賀 数人君	教 育 委 員 長 長谷川義高君
教 育 委 員 加々美 英君	教 育 委 員 笹本 昇君	教 育 委 員 佐野 勝彦君
公平委員長 樋口 要君	公 平 委 員 石原 昭君	公 平 委 員 米山 和子君

開会時間 午後三時三十分

○議長（野中一二君）ただ今から、平成二十七年三月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案について、管理者から通知がありました。

提出議案は、議事日程記載のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

次に、管理者から議会に報告すべき事項であります、報第一号が提出されました。

既に、お手元に配付いたしてありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成二十六年定期監査報告書、並びに平成二十六年八月末、九月末、十月末、十一月末、十二月末、及び平成二十七年一月末の出納検査報告書が提出されました。

お手元に、配付いたしてあります報告書により、ご了承願います。

次に、任期満了に伴う中央市議会議員選挙が二月に行われ、新たに齊藤雅浩君、金丸俊明君、伊藤公夫君、宮川弘也君が選出され、本組合の議員となりました。ここで、今回新たに甲府地区広域行政事務組合議会議員に就任された方々を事務局より紹介させます。小田切事務局長。

○事務局次長（小田切彦次君）それではご紹介させていただきます。齊藤雅浩議員、なお、齊藤雅浩議員につきましては本日一身上の都合によりまして欠席されておりますのでお名前のみのご紹介とさせていただきます。

金丸俊明議員。

○金丸俊明君 金丸でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局次長（小田切彦次君）伊藤公夫議員。

○伊藤公夫君 伊藤公夫です。よろしくお願い致します。

○事務局次長（小田切彦次君）宮川弘也議員。

○宮川弘也君 宮川です。よろしくお願ひします。

○事務局次長（小田切彦次君） 以上でございます。

○議長（野中一二君） 次に、二月二日、甲府市長に樋口雄一君が就任され、二月十三日に本組合の管理者になられました。

また、同月二十八日昭和町長の角野幹男君が就任され、本組合の副管理者になられました。また、管理者の属する市の副市長として甲府市副市長の山本知孝君が本組合副管理者に就任されました。

ここで、樋口雄一管理者、角野幹男副管理者、山本知孝副管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、この際発言を許します。管理者樋口雄一君。

○管理者（樋口雄一君） 本日の組合議会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

私はこの度甲府市長に就任し、去る二月十三日の管理者会におきまして甲府地区広域行政事務組合管理者に選任いただきました樋口雄一でございます。

皆様ご承知のとおり、この甲府地区広域行政事務組合は、昭和四十八年四月に設置されて以来、四十二年の永きにわたり消防業務を始め、行政区域の枠を越えた様々な事業を実施してまいりました。

今後におきましても、私は組織市町の均衡ある発展と圏域内住民福祉の増進を図り、安全で安心して暮らすことができる甲府広域圏に向け、組合議会議員の皆様とともに、協調と信頼による広域行政を推進してまいる所存でありますので御協力を賜わりますようお願い申し上げます。よろしくお願ひ致します。

○議長（野中一二君） 次に、副管理者角野幹男君。

○副管理者（角野幹男君） ただ今ご紹介いただきました、角野でございます。

この度の昭和町長選挙におきまして、町民の皆様からの信任をいただき三期目の町政運営を努めさせていただくことになりました。また、先の管理者会におきまして、引続き副管理者として御選任をいただきました。誠にありがとうございます。甲府広域行政事務組合は、山梨県の中央に位置する三市一町で構成をされ、人口規模も大きく圏域住民の福祉の向上はもとより山梨県の発展という意味においても重要な役割を担っていると思ひます。今後も議員各位

の御指導を頂きながらその重責を全うできますよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いを致します。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野中一二君）次に、副管理者山本知孝君。

○副管理者（山本知孝君）ただ今ご紹介をいただきました。副管理者に就任をさせていただきました、甲府市副市長の山本でございます。

この組合の目指します広域行政発展のために、精一杯努めさせていただく所存でございますので、どうぞ御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（野中一二君）次に、欠席者の報告を申し上げます。飯島正樹君、齊藤雅浩君は、一身上の都合により、欠席する旨の届出がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（野中一二君）これより日程に入ります。

日程第一「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第三条第二項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を職員に朗読させます。小田切事務局長。

○事務局次長（小田切彦次君）それでは、朗読させていただきます。

議席番号十九番 齊藤雅浩君、二十番 金丸俊明君、二十一番 伊藤公夫君、二十二番 宮川弘也君以上でございます。

○議長（野中一二君）ただ今朗読したとおり、議席を指定いたしました。

次に、日程第二「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第八十三条の規定により、植田年美君、金丸俊明君を指名いたします。

次に、日程第三「会期の決定について」を議題といたします。
おはかりいたします。

今定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野中一二君) ご異議なしと認めます。

よつて会期は、本日一日間とすることに決しました。

次に、日程第四、議案第六号から日程第十二、議案第五号までの九案を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者 樋口雄一君。

○管理者(樋口雄一君) 平成二十七年三月甲府地区広域行政事務組合議会定例会の開会にあたり、私の組合運営に対する所信の一端と、平成二十七年各会計別予算案及び提出議案の概要について、申し述べさせていただきたいと存じます。

甲府地区広域行政事務組合は、昭和四十八年三月に設立されて以来、これまで四十二年の歴史を積み重ねてまいりました。

この間、消防業務を中心に、行政区域の枠を超えた各種事業を展開し、着実にその成果をあげておりますことは、ひとえに組合議会をはじめ、組織市町のご理解とご協力によるものと心から感謝を申し上げます。

今後におきましても、より一層の連携、協調を図りながら、甲府広域圏の一体的な発展と圏域住民の更なる福祉の向上に努めてまいり所存でありますので、議員各位のご支援、ご協力を改めてお願い申し上げます。

さて、我が国においては、デフレ脱却と経済再生を確かにものにするため、これまで、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資の喚起」いわゆるアベノミクス「三本の矢」からなる経済政策を一体的に推進しています。

こうした政策の下、有効求人倍率の上昇、また二月の倒産件数は、二十四年ぶりの低水準となるなど、経済再生に向けた動きは、着実に前進しております。

しかしながら、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動など、個人消費等には弱さもみられ、特に地方経済においては、所得の上昇など景気回復の実感はまだ浸透していないのが現状であり、政府は、様々な経済対策の早期実現と税制措置を併せて実行するなど、デフレからの脱却と経済再生に向けた取組みを一層推進していくとしております。

こうした中、地方自治体においては、依然として厳しい財政状況にあります。各組織市町におかれましては、行財政改革をより一層推進し、限りある財源と多様な地域資源を有効に活用しつつ、将来を見据えた持続的な発展と、各市町の特性に応じた住民が暮らしやすい、創造性豊かな活力あるまちづくりに取り組まれております。

本組合といたしましては、山梨県の中核的圏域としての責任と誇りを改めて認識するとともに、圏域住民が「安心」と「安全」を実感して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、地域の特性を見極めつつ、圏域全体の均衡ある発展と、住民福祉の向上を図るための諸事業を着実に展開してまいりたいと考えております。

組合の行財政運営にあたりましては、組織市町の非常に厳しい財政状況を踏まえ、不要不急な事務事業の見直しを行うとともに、創意工夫による事業の効果的、効率的な執行に努めてまいり所存であります。

以上のこれらの執行方針に基づき、平成二十七年予算の編成をいたしましたところ、その結果、予算全体で申し上げますと、一般会計が五千百六十九万九千円、特別会計が三十五億八千二百九十七万七千円、合計いたしますと、三十六億三千四百六十七万六千円であります。

それでは、本予算の主要な事業の概要につきまして、ご説明申し上げます。
まず、ふるさと市町村圏事業についてであります。

ふるさと市町村圏事業につきましては、組合を構成する各市町が協力して、創造性と多様性に富んだ豊かな地域づくりを推進しようとするものであります。

事業といたしましては、圏域住民の意識の一体化と地域を愛する心の醸成を目的として、小中学生を対象に絵画を

募集する「ふるさと絵画コンクール」、住民の防災意識の高揚を図るための「親子防災体験研修」、圏域住民の相互理解と圏域のすばらしさを再発見し、郷土愛の醸成を図るための「ふるさと再発見ツアー」、ホームページによる圏域住民への広域行政圏情報の発信及び組織市町の負担軽減を図るための視聴覚ライブラリー事業特別会計への繰り出しなどを引き続き実施するとともに、圏域の史跡、名勝等を紹介する甲府圏域観光パンフレットを配布し圏域の観光PRを行ってまいります。

また、各市町のイベント情報や、圏域住民に共通した行政サービス情報及び組合事業の紹介など、圏域住民が同一の情報を共有できるよう、「甲府地区広域行政圏情報」として、各市町の広報誌に同一内容の情報を掲載しており、今後、一層内容の充実を図り、圏域住民の相互理解を深めてまいります。

次に、消防事業についてご説明申し上げます。

消防は、安心・安全な甲府広域圏づくりを目指し、圏域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、三百二十六名の職員が全力を挙げて職務の遂行に取り組んでいるところであります。

去年は、全国各地で火災をはじめ、台風や豪雨などによる自然災害が多発し、特に八月二十日に発生いたしました広島市の土砂災害におきましては、死者七十四名という甚大な被害となりました。

また、九月二十七日に発生しました御嶽山の噴火災害では、死者五十七名、行方不明者六名と戦後最大の火山災害となり、当消防本部からも、緊急消防援助隊として延べ七十二隊二百二十六名が出場いたしました。

今年度は、当消防本部管内では幸いにも大きな災害発生はなかったものの、今後、高い確率で発生するといわれている南海トラフ巨大地震、また、首都直下地震など大規模地震の発生も危惧されており、これらことから、地域住民の皆様の安全に対する関心は一層の高まりを見せ、災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するという消防の責務は益々大きなものとなっております。

このように消防を取り巻く環境が大きく変化している中、住民の生命、身体、財産を守ることは、消防行政の基本的な責務であり、迅速・的確な対応が強く求められております。

消防事業におきましては、こうした社会情勢を踏まえ、「消防体制の強化」、「火災予防対策・救急体制の強化推進」、「人材育成・執行体制の充実強化」の三項目を重点に各種災害をはじめ、大規模自然災害にも対応できる消防体制の確立を目指してまいります。

まず、消防施設等の整備につきましては、既定の更新計画に基づき、東部出張所高規格救急車、敷島出張所及び玉穂出張所消防ポンプ自動車の更新整備を実施いたします。

次に、救急業務につきましては、平成十八年度から、「一分一秒を短縮して助かる命を救いたい」をキーワードに、救急車の現場到着時間の短縮に努めているところであります。平成二十七年度におきましても、引き続き現場到着時間の短縮に取り組んでまいります。救急業務は、最も住民と直接、接する業務でありますので、常に消防の使命を自覚・認識して、信頼関係を築く中で業務を遂行してまいります。加えて、救急車の適正な利用についても、関係機関と情報を交換しながら進めてまいります。

次に、救助業務につきましては、近年、大規模な災害が多発しており、全国的に救助体制の強化が求められていることから、各署に設置された訓練施設を活用し、救助業務の一層の高度化を図ってまいります。

次に、予防業務につきましては、依然として減少しない住宅火災とこれに伴う死傷者の増加が懸念される中、住宅用火災警報器の全世帯への設置に向け、引き続き、各地区の自治会や関係機関の協力を得ながら、設置率の向上に全力を挙げてまいります。

また、ここ数年、甲府地区管内においては、中高層建築物や、不特定多数の者を収容する大規模小売店舗などが増加しています。これらの施設は、火災が発生した場合、死傷者等が発生する危険性が高いことから、消防用設備等の維持・管理や防火対象物の関係者に対する防火管理意識の高揚など、予防査察等を通じて徹底してまいります。

次に、警防業務につきましては、高い確率で発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等を想定したシミュレーション訓練を実施し、課題等の抽出を行い、初動対応の迅速化を図ってまいります。また、県外における大規模災害時には、当消防本部が緊急消防援助隊の山梨県代表消防機関として、山梨県隊を指揮・統括することから、出場体制の

迅速化や連携活動能力を向上させるため、参集訓練、受援対応訓練等、各種訓練を実施し、各種災害発生時の想定と各部隊活動の確認を徹底いたします。

次に、職員の教育訓練につきましては、消防職員は、常に住民の目線で業務に当たり、自ら改革する意識を持って努力と研鑽する気持ちを保持しなければなりません。公務員としての知識はもとより、大規模災害や特殊災害等に対応できる専門的な知識と高度な技術を習得するとともに、消防行政サービスの維持・向上を図るため、これまで培ったベテラン職員の、現場での消防技術を若手職員に伝授する「消防プリセプターシッププログラム」に基づき、人材の育成を行い、消防力の維持・向上を図ってまいります。

また、消防大学校をはじめ、県消防学校、先進都市の消防本部等への研修派遣を引き続き実施するとともに、来年度からは県内消防本部との人事交流を行い、消防本部間の業務の連携や活性化を図ってまいります。人材は優れた指導者と活気ある職場の中で育つものであります。組織による学習機会の提供と管理職員自らが職務に取り組む姿勢を示す中で、効率的かつ効果的な職員教育を図ってまいります。

これらのことを踏まえ、職員の能力及び資質の向上並びに活力ある職場づくりを行うとともに、人事評価制度等を活用して、能力及び実績主義に基づく適材適所の人事配置等、職員の人格・識見を高め、公平・公正な視点と真の実力を持った消防職員を育成して、圏域住民の期待と信頼に応えてまいります。

次に、視聴覚ライブラリー事業についてであります。

視聴覚ライブラリー事業につきましては、圏域内の学校教育や社会教育などの教育現場に視聴覚教材や機材を提供し、個人を超えた団体での学習活動を展開することにより集団視聴による仲間づくりや、連帯感の醸成など、その役割は大きいものがあります。

このため、教材・機材の整備にあたりましては、時代に即応することは勿論、圏域住民の声を反映させるなど工夫をこらすとともに、利用率の向上を図るためPR活動にも一層の力を注いでまいります。

次に、国母公園管理事業についてであります。

国母公園管理事業につきましては、この公園は緑豊かな安全で利便性の高いスポーツ公園として、また、地域の人々の健康増進や憩いの場として、周辺企業の勤労者をはじめ、多くの圏域住民の皆様にも四季を通じてご利用いただいておりますが、公園開設以来三十年以上が経過することから、施設の機能低下等を招かぬよう、整備を実施し、施設の安全点検には万全を期すとともに、利用者がいつでも楽しく安心して利用できる公園として管理運営を行ってまいります。

以上、私の組合運営にあたっての所信の一端と、平成二十七年度予算案の概要について申し述べてまいりました。引き続きまして、新年度予算以外の案件につきまして、その大要をご説明申し上げます。

まず、議案第六号「平成二十六年甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第一号）」につきましては、歳出において、第一款消防費は、消防職員の人件費に係る常備消防費の追加及び消防施設等整備に係る消防施設費を更正するための補正であります。歳入につきましては、第一款分担金及び負担金、第五款繰入金の追加及び第八款組合債を更正するための補正であります。

次に、議案第七号「甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、これまでの本組合教育委員長と教育長を一本化し、新たに設置する教育長は、管理者が直接任命する特別職になることから、教育長の報酬及び費用弁償の額を定めるについて、この条例を制定するものであります。

次に、議案第八号「甲府地区広域行政事務組合教育長の給与等に関する条例を廃止する条例制定について」は、新たに設置する教育長は、特別職に位置づけられることから一般職としての教育長の給与を定めた本条例は不要となるため廃止するものであります。

次に、議案第九号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定について」は、第一条において、一般職の国家公務員の給与改定に鑑み、職員の給与を改定するための一部改正であります。

第二条においては、管理職員が、災害への対処のため、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給する特別勤

務手当の額を定めるための一部改正であります。

以上が、本日提案しました案件の概要であります。

議員各位におかれましては、何卒、十分なるご審議をいただきまして、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（野中一二君） 以上で説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に本議場におきまして、全員協議会を開催いたします。

午後三時五十八分休憩

午後四時四十六分再開議

○議長（野中一二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております議案のうち、日程第四、議案第六号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

—— 質疑なしと認めます。

これより、日程第四、議案第六号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野中一二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第五議案第七号から日程第八議案第一号まで及び日程第十議案第三号の五案に関し、清水英知君より討論の申し出がありますので、これを許します。 清水英知君。

○清水英知君 議案第七号、八号、及び第九号について反対討論いたします。

議案第七号「甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定に

ついて」及び第八号「甲府地区広域行政事務組合教育長の給与等に関する条例を廃止する条例制定について」は、国における教育委員会制度改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例制定です。もとなつてゐる国の制度改正、法律改正は、国や首長が教育内容に介入する仕組みを作るものであり、教育委員会の独立性が損なわれることが懸念されます。従つて本議会に提出された議案第七号、第八号について反対いたします。

次に、議案第九号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定について」は、全員協議会における質疑で答弁があつたとおり、職員給与については総額で一千三百五十万円の減少になります。本組合職員の給与引き下げは、職員とその家族の生活設計を狂わせます。官民格差の是正など人事院も言っていますけれども、反対に民間を含む全ての労働者の賃下げ圧力にもなります。GDP国内総生産の六割近くを占める個人消費を冷え込ませ、地域経済に重大な影響を与えるものです。また、職員の意欲にも影響を与えかねません。加えて消防は特殊な勤務形態と危険性を伴う職種であることから労働条件の確保には特段の配慮をするべきです。よつて議案第九号にも反対をいたします。

それから、賃下げの盛り込まれた議案第一号及び三号にも反対いたします。以上です。

○議長（野中一二君）次に、斉藤芳夫君より討論の申し出がありましたのでこれを許します。 斉藤芳夫君。

○斉藤芳夫君 日程第五議案第七号から日程第八議案第一号まで及び日程第十議案第三号の五案に関し、賛成の立場から討論を行ないます。

議案第七号及び議案第八号については、教育の中立性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化及び迅速な危機管理体制の構築を図るため、教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接教育長を任命することを柱とした「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正施行にあわせ、山梨県及び各組織市町議会においても教育委員会に関する条例の改正等を行なつたところであり、本組合の教育委員長及び教育長に関する条例の改廃についても妥当なものと考えられます。

また、議案第九号の本組合職員の給与に関する条例等の改正については、国家公務員の給与等に関する人事院勧告

等、また山梨県職員の給与等に関する山梨県人事委員会の勧告における「給与制度の総合的見直し」を鑑み、各組織市町の議会においても、これらの内容に準じた措置を実施する条例を可決されているところであり、本組合においては、組織市町のこうした取組み状況を踏まえるなかで、地方公務員の給与における「情勢適応の原則」や「均衡の原則」に立ち、職員の給与水準を改定することは、適当な措置と認めるところであります。

また、これら条例の改廃に伴い執行される、議案第一号、平成二十七年一般会計予算、議案第三号、平成二十七年消防事業特別会計予算についても適正であると認められることから、当局においては、今後とも「法令の適正な運用」と「人事給与制度」の見直しを進めていただきたいことを申し上げ、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（野中一二君）他にありませんか。

それでは、討論を終結いたします。

異議がありますので、起立による採決を行います。

これより、日程第五議案第七号から日程第七議案第九号までの条例案三案を、一括採決いたします。

日程第五議案第七号から日程第七議案第九号まで、提案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（野中一二君）起立者多数であります。

よって三案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第八、議案第一号及び日程第十議案第三号の予算案二案を一括採決いたします。

異議がありますので、起立による採決を行います。

日程第八議案第一号及び日程第十議案第三号を提案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（野中一二君）起立者多数であります。

よって二案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第九議案第二号、日程第十一議案第四号及び日程第十二議案第五号の三案の質疑に入ります。

質疑はありませんか。―― 質疑なしと認めます。

これより、日程第九議案第二号、日程第十一議案第四号及び日程第十二議案第五号の三案を一括採決いたします。
日程第九議案第二号、日程第十一議案第四号及び日程第十二議案第五号まで提案のとおり決することにご異議ありませんか。

○議長（野中一二君）ご異議なしと認めます。

よって本案は提案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議を全部終了いたしましたので、会議を閉じ、平成二十七年三月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉会時間 午後四時五十五分

平成二十七年三月二十五日

甲府地区広域行政事務組合議会

議長 野中一二

副議長 内藤久歳

署名議員 植田年美

署名議員 金丸俊明